

## 当別町障害者活躍推進計画

機関名	当別町
任命権者	当別町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
当別町における障害者雇用に関する課題	本町では、障害者雇用の法定雇用率は現状達成しているが、今後障害者の働きやすい環境を向上させるため、積極的な障害者の採用活動を実施していく必要がある。
<b>1 目標</b>	
(1)採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年6月1日時点の法定雇用率を維持する。 (評価方法)</li> <li>・毎年の任免状況通報により把握、進捗管理をする。</li> </ul>
(2)定着に関する目標	本計画期間内に採用した障害者である職員の定着状況を把握する。
<b>2 取組内容</b>	
(1)障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者雇用推進者として総務部長を選任する。</li> <li>②障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
(3)障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ健常者と同じように働くことができる職場環境を整備する。</li> <li>②募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れをを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
3 その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。